

一般社団法人山形県病院薬剤師会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人山形県病院薬剤師会（以下「本会」という。）の定款第4章第23条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。
とする。

(定義等)

第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、定款細則第5条に定める会務執行部に属する者とあわせて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第 3 条 役員等のうち、役員には報酬を支給しない。
- 2 役員等のうち、会務執行部に属する者には、労務に応じた報酬を支給する。ただし、当該労務については、労務報告書を提出し、会長の承認を受けたものに限る。
- 3 第1号と第2号を兼任する場合には、第2号における報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 役員等の報酬額は、別表第1に定める。

(報酬の支給)

第 5 条 報酬は月ごとにまとめて、必要な額を控除のうえ支給する。

(制定及び改廃)

第 6 条 この規程の制定及び改廃は、総会の承認を経て行う。

附則

この規程は、一般社団法人山形県病院薬剤師会の設立の登記の日から施行する。

別表第1

区分	報酬
役員	0円
会務執行部構成員	時給2,000円